

第九十三回国 参議院内閣委員会 議録 第一号

(三三)

昭和五十五年十月二十三日(木曜日)
午前十時三十分開会

委員氏名
委員長 林 道君
理事 岡田 広君
理事 竹内 潔君
理事 矢田部 理君
理事 板垣 正君
理事 藏内 修治君
理事 源田 実君
理事 中西 一郎君
理事 林 寛子君
理事 松垣徳太郎君
理事 堀江 正夫君
理事 山内 一郎君
理事 片岡 勝治君
理事 野田 哲君
理事 村田 秀三君
理事 中尾 辰義君
理事 峯山 昭範君
理事 安武 洋子君
理事 藤井 恒男君
理事 秦 豊君

委員の異動

十月二日

辞任

村田 秀三君

補欠選任

山崎 昇君

出席者は左のとおり。

委員長

林 道君

理事

藏内 修治君
竹内 潔君

委員

矢田部 理君
藤井 恒男君
岡田 広君
源田 実君
中西 一郎君
林 寛子君
松垣徳太郎君
堀江 正夫君
片岡 勝治君
山崎 昇君
中尾 辰義君
安武 洋子君
秦 豊君
鈴木 源三君

事務局側

常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○調査承認要求に関する件

○派遣委員の報告に関する件

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

去る八月十二日、山崎昇君が委員を辞任され、その補欠として村田秀三君が選任されました。

また、去る八月十三日、伊藤郁男君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

また、今日二日、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として山崎昇君が選任されました。

○委員長(林道君) 理事の辞任についてお諮りいたします。

岡田広君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決まりました。

ただいまの理事の辞任及び委員の異動に伴い理事が二名欠員となりましたので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決まりました。

○委員長(林道君) 次に、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防衛に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決まりました。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう決まりました。

○委員長(林道君) この際、派遣委員の報告に関する件についてお諮りいたします。

先般、当委員会が行いました国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実情調査のための委員派遣については報告書が提出されておりますので、これを本日の会議録の末尾に掲載することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(林道君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

〔参照〕

派遣委員報告書

林 道
矢田部 理
藏内 修治
村田 秀三

去る九月三日より九月五日までの三日間の日程で、京都府、奈良県、大阪府及び兵庫県に出張して、国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実情について調査した。

日程の第一日は宮内庁京都事務所を訪れその業務説明を聴取したのち、桂離宮の解体修理状況及び修学院離宮の管理状況を視察した。

第二日は奈良県庁に赴いて県政の概況及び同県における文化財行政の実情について説明を受け、ついで奈良国立文化財研究所において業務説明を受けるとともに平城宮跡を視察した。午後、奈良県明日香村を訪れ、高松塚古墳、石舞台古墳、板蓋宮跡等の文化財の保存状況等を視察した。

第三日は大蔵省造幣局を訪れ概況説明を受けるとともに同工場内を視察し、ついで近畿管区行政監察局及び人事院近畿事務局に赴き、それぞれそ

の業務内容について説明を聴取した。さらに午後、伊丹市に駐屯している陸上自衛隊中部方面總監部を訪れ概況報告を聴取したのち、第三十六普通科連隊において訓練状況等を視察した。

なお、第三日の日程には釜山昭範委員が現地参加の形で調査団と行をともした。

以下、調査の概要を視察順に報告する。

一、宮内庁京都事務所

同事務所の視察は当委員会が第九十一回国会において皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を審査した折からの懸案事項であったが、現地に於いては、同事務所が衆参両院の内閣委員会の視察対象に選ばれたのは昭和三十一年代以来の事として、所長以下より謝意が表された。

同事務所は宮内庁に置かれた唯一の地方支分部局であって、京都御所、仙洞御所、桂離宮、修学院離宮を管理するとともに関西地方に所在する慶應院(桃山、月輪、畝傍、古市の四箇区)内の慶應院などの国有財産の管理等の事務を分掌し、現在所長以下八十九名の職員が勤務している。

同所においては、京都御所、仙洞御所、桂離宮、修学院離宮の歴史、概要について説明を受けたが、これらに対する参観状況が話題とされた。

京都御所に対しては春秋五日間にわたって一般公開され、また参観希望者のほぼ全員の参観を認めているので年間の参観者数は四十五万人(昭和五十四年)にも及んでいる。一方、仙洞御所、桂離宮、修学院離宮には一般公開という制度はなく、参観人員を制限(仙洞御所においては一日二百人程度、桂離宮、修学院離宮においては一日二百五十人程度)としているので、年間参観者数も仙洞御所は約一万二千人、桂離宮は約三万人、修学院離宮は約四万五千人(いずれも昭和五十四年)を数えるのみである。

これらの措置は、貴重な文化財をできるだけ多くの人々に参観してもらうと同時に、庭園、建物等の維持保存上止むなく採っているものであるとこのことであった。

この参観問題については、当委員会でもかねて

から論議されてきたところであるが、参観希望者が数多い現在、文化財の維持管理上難しい面もあるが、何等かの工夫をこらす余地があるのでないかとの印象を受けた。

桂離宮は江戸時代初期の建設と伝えられる木造建築物ですでに三百年以上を経過し、全面的な解体修理を必要とするということで、昭和五十一年度より六カ年計画で約十億円の予算で解体修理工事が進められており、昭和五十七年三月完成の予定である。その工事現場を視察したが、すでに古書院、中書院の復旧復元は完了し、現在、新御殿の解体工事を実施中で工事は順調に進んでいるように見受けられた。なお昭和五十四年度までの実施済予算額は四億四千二百万円、昭和五十五年度の計上予算額は二億二千七百三十万円である。

二、奈良県庁

同庁においては、知事より先国会明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法が成立したことについて謝辞が述べられ、ついで出納長、教育長以下から県政の概況及び文化財保護の問題点等について説明を受けた。

同県は吉野熊野国立公園のほか四つの国定公園、三つの県立の自然公園などをかかえ、何等かの法的規制が加えられている地域が県全体の三十一パーセントに及ぶ状態で、自然環境の保全が県政の柱となっており、同時に大阪に近く住みよい環境から近年開発の波が力強く押し寄せ、これとの調和が最大の眼目となっている。

同県の定員状況は昭和五十五年度一般知事部局において三千六百八十九人、職員一人当りの人口は三百二十三人という状況で、全国平均二百五十六人(奈良県の人口は二百二十万人であるが、県人口百万人以上五十万人未満の県についての全国平均)に比べても如何にきりつめた定員でまかなれているかが判る。これは部長等役職はなるべくつくりたくないとの知事の固い方針に基づくものであり、予算に占める人件費の割合も三十六乃至三十七パーセントと、全国で三十三番目と低い

位である。

文化財行政については、同県は質量ともに文化財の宝庫であり、たとえば国宝千二百六十六件中奈良県には二百二件、重要文化財九千九百八十一件中奈良県には千七百一十一件、とくに国宝のうち彫刻については全国百十五件中六十九と六割近くを数え、その他県指定の文化財は二百六十六件を数える状態である。本年は、永年の懸案であった明日香保存立法の成立をみ、さらに県立の考古学博物館の新館落成や東大寺の昭和修理の落成を迎えるなど記念すべき画期的な年であるので、ますます文化財行政の推進に努力したい旨の決意表明があった。ついで、埋蔵文化財の発掘調査についても昭和五十四年度の調査届出件数は三百三十四件であるのに対して、八十四件の調査にとどまっている状況で、調査員の増員(現在数は国の調査機関に六十三人、県に十五人、市町村に六人という状況)と調査費の確保(昭和五十四年は二億七千万円)になお一層努力するとともに、現在文化財保護法上埋蔵文化財の調査については原因者負担が原則となっていて、これが開発工事との関連で問題が各所に出て来ている点考慮したい旨の要望があった。

三、奈良国立文化財研究所

当研究所は昭和二十七年文化財に関する調査研究、資料の作成及び公表を行うことを目的として設立されたもので、研究の対象としては南部諸大寺をはじめとする近畿各地の社寺の調査研究、平城宮跡、平城京跡の調査研究、藤原宮跡及び飛鳥地域の古代遺跡の調査研究等が主なるものである。この調査研究のほか平城宮跡を「遺跡博物館」として保存整備するための整備事業を進め、平城宮跡資料館の設置、基礎の復元を行い、一般の見学に供している。また明日香村飛鳥資料館を建設(昭和五十年開館)し、飛鳥地域の考古歴史等の資料を収集展示している。

なおまた、埋蔵文化財センターを設置(昭和四十九年)し、埋蔵文化財の調査研究を行うほか、地方公共団体等の発掘技術者の研修、専門的技術

的指導等を行っている。この地方公共団体等の発掘技術者の研修については現在まで研修修了者が二千人にも及んでいる。

現在同研究所の定員は埋蔵文化財センター、飛鳥資料館等を含め所長以下九十六人であり、うち研究職は六十六人を数える。

ついで平城宮跡及び資料館を視察したが、平城宮跡は昭和三十五年より発掘調査が開始され、現在まで二百二十四万平方メートルに及ぶ土地を国が買上げ(奈良県先行取得も含む)保存を実施しているが、これは日本における史跡の巨大保存の中心的役割をなすものである。現在までその二十五パーセントの発掘を終っているが、完了するにはなお数十年かかる見込であり、ボンベイ遺跡に比すべきものといえよう。

四、明日香村

同村においては甘樫丘において同村長及び同議会議長の説明のもと、近傍を眺望した。ここからは、住宅開発の波が隣の橿原市にまで押し寄せ、この中において同村が歴史的風土保存のため孤軍奮闘して来た姿が判然とし、今回成立の明日香村特別措置法が如何に時宜に適したものであったかの感を深くした。

ついで、橿原考古学研究所員の案内のもとに板蓋宮跡、石舞台、高松塚古墳、同壁面館等を視察したのち、明日香村公民館において同村長等に特別措置法の今後の運用等について意見を質した。

同村長は「明日香村民の従来からの飛鳥保存に対する熱意を汲んで今回超党派でこの特別立法を成立させて頂いたことは誠に有難い。人口七千、戸数六百、財政力指数は〇・二二三というこの村にとっては、整備基金の三十億円というものは貴重なもので、今後、同法に基づく明日香村整備計画の立案については県、国と力を併せて万全を期してゆきたい。お尋ねの特別保存区域内の固定資産税の減免については関係各県にも要請しているが、各地については二分の一農地については四分の一という線ですべて了承をえている状況である。今後、このこととして要望することは附帯決議にも掲げ

て頂いているが、将来著しい経済変動があった場合には整備基金の額の見直しをして頂きたい点である」と述べられた。

五、大蔵省造幣局

同局は貨幣製造を主たる業務とする大蔵省の附属機関であつて、本局を大阪に、支局を東京と広島に、出張所を熊本に置いており、定員は千七百三十五人（昭和五十五年）である。同局の事業は貨幣製造、装金、試験製錬の三事業に大別できる。それらの概況はつぎのとおりである。

(一) 貨幣製造事業

貨幣は年度ごとに出される大蔵大臣の製造命令に基づき製造される。最近の各貨種あわせての製造枚数は昭和五十三年度三十億枚、昭和五十四年度三十一億枚であり、今年度は三十四億枚製造の計画である。貨幣の需要は国民経済の拡大とともに著実な伸び（過去三年平均伸び率六・四パーセント）を示しており、今後、経済活動の上昇及び自動販売機等の一層の普及と相まって安定的な伸びを続けるものと推測される。

(二) 補助貨幣流通高

昭和五十五年七月末における現金通貨流通高は十七兆八百三億円で、そのうち補助貨幣の流通高は九千二百四十七億（流通枚数にして四百八十八億枚）であつて、補助貨幣の現金通貨流通高に占める割合は金額では五・四パーセント、枚数では九〇・六パーセントとなつてゐる。

(三) 装金事業

勲章の製造は戦後、叙勲停止により一時製造量が激減した時期もあつたが、生存者叙勲の復活、戦没者叙勲の開始に伴つて昭和四十年から製造量が増加し、昭和四十二年から昭和四十四年までは二十五万個から四十万個にのぼつた。その後戦没者叙勲の終了に伴つて製造量も平準化し、最近では一万五千個から二万個前後の製造を行つてゐる。また金属工芸品の製造は昭和五十五年には約十五万個を予定してゐる。

る。

四、試験製錬事業

貨幣製造に必要な分析技術を応用し貴金属地金の精製、品位証明、貴金属製品の品位証明、地金・鉱物の分析試験の各業務を行つており、貴金属取引の安定及び消費者保護に多大の貢献をなしてゐる。

なお、同局長より問題点として、第一には、同局製造の貨幣は政府の貨幣鑄造特権のもとに行われてゐるもので、印刷局製造の日銀券が日本銀行に引き渡される時はコストで引き渡されるのに対して、貨幣の場合は額面で、すなわち、例えば百円の白銅貨幣は現在地金価格として約四円程度でこれに若干のコストが加わるが、これを百円で日銀に引き渡される。これが基本的な相違である。この百円とコストとの差額については、補助貨幣回収準備資金として積み立てる制度となつてゐる。

第二には、貨幣に対する需要量は景気変動により短期的には相当増減する。一方において貨幣鑄造権に基づいて鑄造されるものであるもので、やたらに外注するわけにはいかない。しかも相当速やかに対応していくだけの設備と安定的な労働力を確保してその合理化を如何に図るか、この点のかねあひが造幣事業運営の問題点であるとの説明があつた。

六、近畿管区行政監察局

(一) 組織・定員等

同局は、いわゆる近畿地方から三重県を除き福井県を加えた二府五県を管轄区域とする行政管理局の地方支分部局（管区機関）であつて、その下部機関として福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山にそれぞれ地方行政監察局が置かれてゐる。同局の組織は総務、第一、第二の三部構成となつて、総務部には総務課、行政相談課、首席調査官、管区管理官が置かれ、第一、第二の二部にはそれぞれ三人の管区監察官が置かれ、現在職員数は五十五人である。また、管内の地方行政監察局の現在員については京都と兵庫が大きく、同局長

を擁して現在員各十九人、奈良、和歌山は各十四人、福井、滋賀は各十三人となつており、管区全体の現在員数は百四十七人である。

これらの職員は平均年齢は三七・八歳と全庁平均より二歳程度下回つており、また採用区分についてみると、中級職採用者が六三・三パーセントという高比率を占めてゐるのが特色となつてゐる。

一方、管内にある監察（調査）対象機関数は国の機関四千三百三十五、地方公共団体三百六十八、特殊法人三百九十一の計四千八百九十四機関となつてゐる。

(二) 業務の概要

昭和五十四年度においては、中央計画監察に基づき十六件の監察調査を実施するとともに、近畿管区独自の方針による地方監察を二十件実施した。この地方監察においてはマイホーム・シリーズと銘打つて近畿管区及び滋賀、兵庫、奈良の各地方局において宅地開発対策、マイホーム取得の保護対策、大規模団地における交通対策、ゴミ対策等を監察の対象として集中的に採り上げたが、これが非常に好評を博した。これに自信を得て、本年度は消費者行政に関連して野菜問題、商品の表示問題を探り上げる方針である。なおまた中央計画監察においては、最近の行政改革がらみの監察調査の事例が増加して来てゐる。

昨年八月三十日に大阪大丸デパート六階の一隅を借りて常設の機関として（本年三月末日まで）大阪総合行政相談所を開設した。これには住宅、年金、婦人労働、法律問題等各省庁出先機関より専門の職員の協力を得、弁護士にも参加願ひ、広く行政一般に対する苦情相談を受け付けたが、これには延四千四百人の人々に利用され、受付件数も二千八百件にも及ぶ成果を収めた。なお同管内の行政相談委員の配置数は六百四十三名である。

このほか、同局には昭和五十四年十月から管区管理官が配置され、本庁行政管理局の所掌事務に關する地域的な資料の収集調査を行うとともに、行政改革推進のための地域的活動を展開してゐる。

また、環境庁長官の指示に基づく地方環境行政事務として環境情報の報告、法令施行状況調査、環境モニター等が実施されているが、同局の土地柄この業務を重視してゐることであつた。

説明のあと、質疑において、関西新空港建設問題、大阪国際空港周辺整備機構に対する監察調査、大阪府下の各地方公共団体の水道料金の格差、行政相談委員の選定方法等が問題とされ、終りに「公費天国」として行政に対する国民の批判がきびしい折柄、行政監察局が行政の目付役としての責任を自覚して努力されるよう要望した。

七、人事院近畿事務局

(一) 組織・定員等

同局は総務、第一、第二の三部制をとり、局長ほか二十七名の職員をもつて近畿地方二府四県（三重県を除く）を管轄区域とし、各種公務員採用試験の実施、民間給与の実態調査、各種研修会及び給与関係説明会の開催、監査及び調査、公平審査等を行つてゐる。なお管内の国家公務員数は給与法適用職員六万四千九百四十八人（全国比一二・九パーセント）、企業職員五万二千二百十人（全国比一四・九パーセント）である。

(二) 業務の概要

昭和五十五年度に実施した国家公務員採用試験は上級試験など十四種類十六回に及んでおり、募集活動から申込みの受付、第一次第二次試験の実施、合格発表に至るまでの業務を実施しており、管内試験の申し込み総数は上級が八千四百三十四人、中級一万三千五百二十一人、初級二万一千九百人、初級特別が二千四百八十人となつており、中級試験はその申込者の九〇パーセントが大卒卒とのことである。本年度はすでに受け付けを終り、この九月七日に中級の第一次試験を大阪京都神戸等九ヶ所で行うが、これには同局全員が取り組むとのことである。

職種別民間給与実態調査については、企業規模百人以上でかつ事業所規模五十人以上の管内千二百四十九事業所を各府県の人事委員会と分担して

調査し、同局においてはこのうち百五十事業所を担当調査した。二、三の企業から調査拒否にあったものの全般としては事故なく実施できた、これは聴き取り調査で延べ二百人日を要したとのことである。

各種研修については管内に所在する各省庁の地方機関職員を対象として九種類十二回年間延べ八十日行っており、昨年度の受講者は四百十三名に及んでいる。

公平審査については不利益処分の口頭審理二件、災害補償審査の調査五件となっている。また管内における登録職員団体数は二百六十七団体のほかに、可能な限り団体との意見に努め四月以降までに十八回（昨年度は三十七回）実施している。

説明後、同局の実施している民間給与実態調査の具体的な進め方及び調査期間の短縮等について意見を求めるとともに、本年の調査について訊いたところ、同局は調査結果を六月十八日に人事院に送付済であるとの回答をえた。

八、陸上自衛隊中部方面総監部

(一) 同方面隊の沿革、地域的特性

同方面隊は、陸上自衛隊が二個方面隊・六個管区隊四個混成団の体制から五個方面隊体制に移行した昭和三十五年一月、新編方面隊総監部のもと、第三管区隊及び第一〇混成団を基幹として編成された。自後、昭和三十六年八月第四施設団（京都府宇治市）の新編、昭和三十七年一月第一三師団（広島県海田市）の新編と第三管区隊（伊丹市千僧）及び第一〇混成団（名古屋守山区）の第三師団及び第一〇師団への改編により現在の方面隊編成の基礎が確立した。

ついで昭和四十五年三月、第三・第一三師団が九千人師団に改編され、昭和五十一年八月に第八高射特科群（兵庫県小野市）が新編され今日に至っている。なお来年三月には第二混成団（香川県善通寺市）が新編される予定である。

同方面隊は中部・近畿・中国・四國の二府十九県を警備区域として担任し、東西七百二十キロ

メートル、南北四百八十キロメートル、総面積十一万二千平方キロメートル（全国比二九パーセント）、総人口四千三百八十一万人（全国比約三八パーセント）に及んでいる。同警備区域は雪害、洪水、干害、林野火災、霧による事故、台風による風水害等各種の災害の多い地域であり、加えて瀬戸内海、京阪神、中京各臨海工業地帯の石油コンビナートは化学災害発生の危険性を常に秘めている。

(二) 編成・装備及び配置

同方面隊は方面隊本部、三個の師団、二個の団、十個の方面直轄部隊、二十二個の駐屯地業務隊、二十一個の地方連絡部及び二個の機関で編成され、定員は約三万四千四百人である。このほか、方面総監が限定指揮している三個の長官直轄部隊が方面区内に所在している。

主要な装備としては、戦車、一五五ミリ及び一〇五ミリ榴弾砲、二連装高射機関砲、地对空誘導弾ホークシステム、対戦車誘導弾射撃装置及び中・小型ヘリコプター等を有し、なお五十四年度には八四ミリ無反動砲が教育用として装備された。

方面区内には三十一個の駐屯地、四個の分屯地があり、それぞれに中部方面隊及び前述の長官直轄の各部隊、機関が駐屯しており、また各府県にはそれぞれ一個の地方連絡部が設置され、募集及び退職隊員の就職援護業務等に任じている。

(三) 教育訓練及び施設状況

各級指揮官の陣頭指揮のもと、教育訓練の隊務運営の主軸として日夜訓練に励み、任務が遂行できるよう努力精進している。本年度の特色として、十一月上旬から十二月中旬の間、創隊以来はじめての方面隊の指揮運用及び幕僚活動を総合的に演練するため方面隊指揮所演習を計画し準備を進めている。

方面区内の各駐屯地の建物は逐年建替え整備が実施されているが、なお相当数は旧軍及び米軍時代の建物を隊舎等に使用しているのが現状であ

る。方面区内の演習場は中規模以下のものに限られ、規模の大きな演習及び長射程火砲の射撃訓練等に大きな制約をうけ、東（北）富士演習場、日出台演習場及び北海道の演習場を利用している状況である。

(四) 災害派遣及び民生協力

災害派遣に際しては関係防災機関と密接な連絡調整のもと、各種災害に対し、積極かつ迅速に対処するよう日頃から指導している。

現在までの大規模な災害派遣としては、伊勢湾台風（三十四年）、北陸豪雪（三十八年）、水島重油流出（四十九年）、十七号台風（五十一年）等があった。これらの功績により昭和四十一年以降内閣総理大臣から防災の日功労表彰を九回受賞している。幸い近年大規模災害の発生は見えていないが、最近の特色として緊急患者空輸及び山林火災における空中消火の派遣要請があり、方面航空隊がこれに当たっている。

なお東海地震対処については、鋭意計画の整備、計画に基づく実演習の実施及び関係各機関との協同訓練を実施して来たが、八月末同計画を完成し万全を期している。去る九月一日の防災の日には、昭和五十五年度総合防災訓練に参加して関係防災機関との協同対処要領を演練した。

また、方面区内二十一府県における海外土木工事、昭和五十四年度においては三十五件、百八十四万立方メートル、昭和五十五年度は三十四件、二百三十三万立方メートルの受託を計画している。これは同方面隊はじまって以来の年間工事量であるが、受託に当たって十分地元と調整する一方、実施を通じ施設科部隊の訓練練度の向上を図

ることとしている。

その他年間五百三十回にも及ぶ音楽隊の演奏の実施、国民体育大会、全国高校総合体育大会などへの支援等を実施している。

方面総監による説明ののち、第三十六普通科連隊を訪れ、入隊後三ヶ月を経た隊員達による徒手訓練並びに擲弾筒発射訓練を観察し、また同連隊装備品の展示ならびに隊舎内施設を観察した。隊員は訓練に精励しており、士気も旺盛であった。

十月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めんもの件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、四国行政監察支局等の設置に關し承認を求めんもの件

行政管理局設置法第三條の二第七項から第九項までの規定により四国行政監察支局を、大藏省設置法第二十一條の三の規定により福岡財務支局を、厚生省設置法第三十三條の二の規定により四国地方医療支局を、通商産業省設置法第三十五條の規定により中部近畿山保安監督部の支所及び中国四國山保安監督部の支所を、それぞれ設置する必要があるもので、別紙のとおりその設置について、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めん。

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
四国行政監察支局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡財務支局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
四国地方医療支局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

中部近畿鐵道山保安監 督部大阪支部	大阪市	滋賀県 福井県	京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四國鐵道山保安監 督部四國支部	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	

十月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

一、公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十六条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十八条第三項第一号及び第七十九条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十二条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

に改める。

第八十五条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十八条の二第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十八条の四「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

附則第十三条の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

附則第十三条の六第一項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

別表第三中「六六九、〇〇〇円」を「八三四、〇〇〇円」に、「五五二、〇〇〇円」を「六八四、〇〇〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「五〇一、六〇〇円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第三十二条の三第二項中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第四十五条の三第二項中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

（昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第三条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一項中「第三項において」を

「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、第一項第一号中「四十七万七千九百七十二円」とあるのは「四十九万二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第十五条の四第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算退職年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和五十五年六月一日から適用する。）（退職年金等の額に関する経過措置）

改正後の法の規定（改正後の法第七十九条の

二第三項第一号の規定を除く。）及び改正後の施行法の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第一条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「二万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十条の二第二項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十五条第二項ただし書中「六十六万九千円」を「八十三万四千円」に、「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に、「三十九万六千円」を「五十万六千六百円」に改め、同条第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第五十八条第三項中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第五十九条の二中「四十三万二千円」を「五十三万七千六百円」に改める。

第五十九条の四第三項中「一万九千八百円」を

「二万四千六百円」に改める。

第六十一条の二第三項並びに附則第六条の四第三項第二号及び第六条の五第二項中「千六百五十円」を「二千五百円」に改める。

附則第六条の六中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

（昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第二条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四条の八に次の一項を加える。

6 前各項の規定の適用を受ける通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、昭和五十五年六月分以後、第一項第一号中「千六百五十円」に「二〇七を乗じて得た額」とあるのは、「二千五百円」とする。

附則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の規定並びに次項及び附則第四項の規定は、昭和五十五年六月一日から適用する。

3 （退職年金等の額に関する経過措置）

改正後の法第五十条第二項ただし書及び第三項、第五十条の二第四項、第五十五条第二項ただし書及び第三項、第五十八条第三項、第五十九条の二（改正後の法附則第六条の七（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第五十九条の四第三項の規定、改正後の法附則第六条の四第三項及び第六

条の五第二項の規定（これらの規定を改正後の法附則第二十六条第一項において準用する場合を含む。）並びに改正後の法附則第六条の六（改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

4 改正後の法第六十一条の二第三項の規定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年五月三十一日までの間に給付事由が発生した年金についても、同年六月分以後適用する。

十月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第三号）（第四号）

一、国際障害者年に関する請願（第五号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第七号）（第五六号）（第七六号）（第七七号）

第三号 昭和五十五年九月二十九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東四条七ノ八 近藤武通

紹介議員 町村 金五君

昭和二十二年の政令第四号で廃止された旧勲章を本人の一代に限り有効となるよう措置されたい。

理由

旧勲章の生存受章者は高齢（平均七十歳）で余命幾ばくもなく、その九十八パーセントは一片の赤紙で召集された者である。

第四号 昭和五十五年九月二十九日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 広島市中区舟入幸町一七ノ二二 八木実

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五号 昭和五十五年九月二十九日受理

国際障害者年に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 熊本県 議会議長 池田定行

紹介議員 田代由紀男君

昭和五十四年十二月、国際連合総会において、昭和五十六年を国際障害者年とすることが宣言され、併せて「完全参加と平等」の主題の下に、向う十箇年の長期計画の策定等、加盟各国のとりべき行動計画が採択された。よつて、その宣言及び行動計画の趣旨に基づき、心身障害者の福祉向上のため一層実効ある施策の実現に努力されたい。

第七号 昭和五十五年九月三十日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 鹿児島県枕崎市恵比寿町一〇九 鹿 児島県金鶴会枕崎支部内 阪元進

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五六号 昭和五十五年十月一日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 島根県出雲市天神町四七一 金本 康隆

紹介議員 亀井 久興君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七六号 昭和五十五年十月二日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 福島県岩瀬郡鏡石町鏡田池ノ原一四五 五十嵐留雄

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七七号 昭和五十五年十月二日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 岩手県盛岡市前九年三ノ一九ノ四 三 泉山裕

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

十月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第一〇三号）（第一〇四号）

一、旧軍人・軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善に関する請願（第一〇六号）

一、韓国神社国家護持に関する請願（第一二二号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第一四六号）

一、恩給改善に関する請願（第一九八号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二二八号）

一、国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願（第二五五号）

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願（第二六三号）（第二六四号）

一、旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願（第二六五号）

第一〇三号 昭和五十五年十月三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 栃木県佐野市高橋町五八九 木村 文作

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇四号 昭和五十五年十月三日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡宮之城町旭町二二 村田虎雄

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇六号 昭和五十五年十月三日受理

旧軍人・軍属恩給資格者に対する恩給法等の改善

に關する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議會
議長 八巻一夫

紹介議員 鈴木 省吾君

旧軍人・軍屬等に対する恩給等について、次の改善措置をとりたい。

一、旧軍人・軍屬等の在職年に算入する加算年を改定すること。

二、旧軍人・軍屬等の在職年の厚生年金、国民年金への算入を図ること。

理由

戦後三十有余年を経過した我が国は、文化国家を樹立し経済的に急速な発展を遂げ、国民生活も向上し、社会保障制度も年々充実されてきた。しかるに、戦時下に国のため召集された旧軍人・軍屬に対する補償は恩給法によつて措置されているが、これらに該当しない恩給資格者に対する救済が十分なされていないことは誠に遺憾である。

第一二二号 昭和五十五年十月四日受理

靖国神社國家護持に關する請願

請願者 福島市泉阜稲田四 佐藤達也

紹介議員 鈴木 正一君

靖国神社國家護持法を速やかに成立されたい。

理由

護國の英靈を祭る靖国神社がアメリカの占領政策によつて國家から祭祀されず今日に至つてゐることは、はなはだ遺憾である。我々英靈顯彰会福島市連合会會員は、國本を固め民族の正氣を振起するため靖国神社の國家護持を主張する。そして、その祭祀は國體の本義にのっとり、創建以來の伝統に基づいて神道の形式とすべきである。

第一四六号 昭和五十五年十月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に關する請願

請願者 石川興金沢市東山三ノ一四ノ九

紹介議員 坂尻清

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一九八号 昭和五十五年十月七日受理

恩給改善に關する請願

請願者 熊本市南熊本三ノ一ノ二五熊本県軍人恩友会内 古閑健

紹介議員 三浦 八水君

恩給の改善について、次の事項の実現を図り、基本の方針として國家補償制度を確立、堅持したい。

一、加算制度の完全復活を図ること。

1 (1) 実在職年をすべて在職年に改めること。

(2) 長期在職、又は短期在職の字句をすべて在職年に改めること。

2 六十歳未満の者の加算年をすべて恩給年額に算入すること。

3 現行の短期在職年で、六十歳未満の者の仮定俸給の号俸を長期在職者と同じにするこ

と。

4 旧軍人の恩給の最高年限を、加算年を算入した場合においても旧恩給法のとおり五十年とすること。

5 老齢者優遇のため設けられた恩給年額算出率の特例については、実在職年の超過年に対する適用ではなく、在職年の超過年に適用すること。

二、普通恩給及び扶助料の最低保障制度を改善すること。

三、恩給の仮定俸給における文武官と、現在公務員との格差を是正すること。

理由

旧軍人恩給については、終戦後既に三十五年を経過したにもかかわらず、我々の納得のいく恩給に改善されず、かえつて我々が望んでいない社会保険性や福祉政策として取り上げられようとしていることは憂慮に堪えない。恩給制度のごとく、永く國家の政策に影響を及ぼすがごとき制度は受給者の意に反することなく、根本精神を半尊重して改善を進められたいのである。

第二二八号 昭和五十五年十月八日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に關する請願

請願者 宮崎市橋通東一ノ一ノ一宮崎県林業会館内宮崎県金鶏会内 今村重孝

紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二五五号 昭和五十五年十月九日受理

國家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關する請願

請願者 北海道北見市北斗町一ノ四ノ三 安藤憲二外百二名

紹介議員 矢田部 理君

一、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を撤回すること。

二、國家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案を撤回すること。

三、定年制・退職手当等、労働条件にかかわる問題は、労使の交渉事項であることを決議すること。

理由

今日、中央・地方を問わず財政危機に直面しているなかで、政府は、行政制度の抜本的改善に着手することなく、その責任を勤労国民に転嫁しようとしている。なかでも公務員労働者に対しては、共済年金制度の改悪を強行し、更に、労働基本権の代償である人事院勧告にまで介入した不当な賃金抑制政策、行政改革による首切り合理化を策動しながら、公務員制度の根幹にかかわる定年制導入、退職手当の改悪の法案を今国会に提出し、その強行成立を図ろうとしている。このことは、「財政再建」の名の下に進められる公務員攻撃そのものである。本来、公務員労働者の賃金や労働条件は、労・使の団体交渉と合意によつて決定されるべきものであり、政府権力によつて、これらの施策が一方的に進められていることは、容認

することができない。

第二六三号 昭和五十五年十月九日受理

國家公務員の諸制度改悪反対等に關する請願

請願者 京都府福知山市北本町七ノ一四 杉本世津子外二百二十名

紹介議員 山崎 昇君

國家公務員労働者の生活権及び国立病院・療養所に働く者の生活と医療を守るため、公務員諸制度に對し次のよう措置されたい。

一、國家公務員への定年制導入を行わないこと。

二、退職手当を大幅に減額する退職手当法の改悪を行わないこと。

三、定期昇給制度を根幹から覆す給与法の改悪を行わないこと。

四、公務員の生活実態に即し、給与、諸手当、昇格、昇給等について大幅な改善を行うこと。

理由

政府は、國家公務員の定年制導入・退職手当の改悪など、公務員諸制度の改悪を行おうとしている。その内容は、(一)定年制については、昭和六十一年に六十歳実施、(二)退職手当については、12パーセント加算の削減・廃止、2支給率の圧縮・切下げ、3五五適用の縮小など、手当の大幅引下げを行おうとするものである。また、定期昇給制度については、現行十二箇月昇給を十八箇月とする内容を人事院に検討させるなどの作業を進めている。定年制の導入は、労働基本権が大きく制限されている國家公務員に対して、法律をもつて働く権利を奪い去るものである。なおまた、定年制導入と並行して進められている退職手当については大幅な改悪は、割増し分の減額や定年退職者には割増し分(五五適用)を支給しないという重大な生活破壊のたくらみであり、絶対に許すことができないものである。更に定期昇給制度の改悪についても、現場に働く公務員の生活実態を無視した賃金抑制政策そのものであり、戦後三十年続いた公務員の賃金制度を根本から覆す大改悪であり許すことはできない。

第三六四号 昭和五十五年十月九日受理

国家公務員の諸制度改訂等に関する諸願

請願者 佐賀県武雄市武雄町川良 黒木幸代 外百八十一名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第二六五号 昭和五十五年十月九日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する諸願

請願者 山口市八幡馬場一九 吉富幸助

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

十月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「差し押さるる」を「差し押さるる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金」とする）を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十七條第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「三百六十五」を乗じて得た額（以下「平均給与額の年額」という。）の百分の三十五に相当する額（以下「五十三」を乗じて得た額）に、平均給与額の年額の百分の四十五に相当する額とし、五十歳以上五十五歳未満の妻（当該人事院規則で定める障害の状態にある妻を除く。）にあつては平均給与額の年額の百分の四十に相当する額を、平均給与額に百七十五を乗じて得たに改め、

同項第二号中「年額の百分の五十に相当する額」を「百九十三を乗じて得たに改め、同項第三号中「年額の百分の五十六に相当する額」を「二百十二を乗じて得たに改め、同項第四号中「年額の百分の六十二に相当する額」を「二百三十を乗じて得たに改め、同項第五号中「年額の百分の六十七に相当する額」を「二百四十五を乗じて得たに改め、同条第四項第一号中「五十歳又は」を削る。

第十七條の十を第十七條の十二とし、第十七條の九を第十七條の十とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七條の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

第十七條の八第一項中「傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金」とする）を「年金たる補償」に改め、同条を第十七條の九とする。

第十七條の七の次に次の一条を加える。

（年金たる補償の額の端数処理）
第十七條の八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

附則第四項の前の見出し及び同項から附則第九項までを次のように改める。

（障害補償年金差額一時金）
4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、

7 第十七條第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十七條の五第三項、第十七條の七第一項及び第二項並びに第十九條の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

6 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

一 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
二 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

7 第十七條第二項の規定は障害補償年金差額一時金の額について、第十七條の五第三項、第十七條の七第一項及び第二項並びに第十九條の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

9 障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時

障害の等級		額
第一級		平均給与額に一、三四〇を乗じて得た額
第二級		平均給与額に一、一九〇を乗じて得た額
第三級		平均給与額に一、〇五〇を乗じて得た額
第四級		平均給与額に九二〇を乗じて得た額
第五級		平均給与額に七九〇を乗じて得た額
第六級		平均給与額に六七〇を乗じて得た額
第七級		平均給与額に五六〇を乗じて得た額

次の上欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害の等級に及び、それぞれ同表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について第二十條の二の規定が適用された場合にあつては、同表の下欄に掲げる額に同条の人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額）に満たないときは、国は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

定は障害補償年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第十七條第二項中「遺族補償年金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、「前項」とあるのは「附則第四項」と、第十七條の五第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「同項」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同項」と、「遺族補償一時金」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と、第十七條の七第一項中「遺族補償」とあり、同条第二項中「遺族補償年金」とあり、及び第十九條中「遺族補償及び葬祭補償」とあるのは「障害補償年金差額一時金」と読み替へるものとする。

（障害補償年金前払一時金）
8 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が人事院規則で定めるところにより申し出たときは、国は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

9 障害補償年金前払一時金の額は、附則第四項の表の上欄に掲げる当該障害補償年金前払一時

金に係る障害補償年金に係る障害の等級に
じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額を限度とし
て人事院規則で定める額とする。

附則に次の七項を加える。

10 障害補償年金前払一時金が支給される場合に
は、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補
償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が
人事院規則で定める算定方法に従い当該障害補
償年金前払一時金の額に達するまでの間、その
支給を停止する。

11 障害補償年金前払一時金の支給を受けた者に
支給されるべき障害補償年金の支給が前項の規
定により停止されている間は、当該障害補償年
金については、国民年金法（昭和三十四年法律
第九十一号）第六十五條第二項（同法第七十九
條の二第六項において準用する場合を含む）、
児童扶養手当法（昭和三十一年法律第二百三
十八号）第四條第三項第三号ただし書並びに特
別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十
九年法律第三十四号）第三條第三項第二号た
だし書及び第十七條第二号ただし書の規定は、
適用しない。

（遺族補償年金前払一時金）

12 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有す
る遺族が人事院規則で定めるところにより申し
出たときは、国は、補償として、遺族補償年金
前払一時金を支給する。

13 遺族補償年金前払一時金の額は、平均給与額
に千を乗じて得た額を限度として人事院規則で
定める額とする。

14 遺族補償年金前払一時金が支給される場合に
は、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因
たる職員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に
支給されるべき額の合計額が人事院規則で定め
る算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金
の額に達するまでの間、その支給を停止する。

15 遺族補償年金前払一時金の支給を受けた者に
支給されるべき遺族補償年金の支給が前項の規
定により停止されている間は、当該遺族補償年

金については、国民年金法第六十五條第二項
（同法第七十九條の二第六項において準用する
場合を含む）並びに児童扶養手当法第四條第二
項第二号ただし書及び第三項第三号ただし書の
規定は、適用しない。

（未支給の補償等に関する規定の読替）

16 障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払
一時金及び遺族補償年金前払一時金の支給が行
われる間、第十七條の四第二号及び第十七條の
六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは、遺
族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の額と
し、第二十條第一項中「遺族補償年金について
は、当該遺族補償年金」とあるのは、遺族補償年
金、障害補償年金差額一時金又は遺族補償年金
前払一時金については、それぞれ、当該遺族補
償年金、当該障害補償年金差額一時金又は当該
遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金と
し、同条第二項中「遺族補償年金については、第
十六條第三項」とあるのは、遺族補償年金又は遺
族補償年金前払一時金については第十六條第三
項、障害補償年金差額一時金については附則第三
項後段と、第二十八條中「及び遺族補償」と
あるのは、「遺族補償、障害補償年金差額一時
金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金
前払一時金」とする。

別表第二の二の項中第四号を第六号とし、第三号
を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残
し、随時介護を要するもの

四 胸部腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随
時介護を要するもの

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、第七條第二項にただし書を
加える改正規定、附則第四項の前の見出し及び
同項から附則第九項までの改正規定並びに附則
に七項を加える改正規定（附則第十項、第十一

項及び第十六項に係る部分に限る。）並びに附則
第六條の規定は、昭和五十六年十一月一日から
施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の国家公務員災害
補償法（以下「新法」という。）第十七條第一項及
び第四項の規定は遺族補償年金のうちこの法律
の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間
に係る分については、新法第十七條の八の規定は
傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金
のうち施行日以後の期間に係る分について、新
法第十七條の十一の規定は施行日以後に発生し
た過誤払による返還金に係る債権について適用
する。

第三条 新法附則第四項の規定は障害補償年金を
受ける権利を有する者が昭和五十六年十一月一
日以後に死亡した場合について、新法附則第八
項の規定は同日以後に障害補償年金を支給すべ
き事由が生じた場合について適用する。

第四条 施行日から昭和五十六年十月三十一日ま
での間、新法第十七條の四第二号及び第十七條
の六第一項中「遺族補償年金の額」とあるのは
「遺族補償年金及び遺族補償年金前払一時金の
額」と、新法第十七條の九第一項中「年金たる補
償」とあるのは「傷病補償年金、障害補償年金又
は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）
と、新法第二十條第一項中「遺族補償年金につ
いては、当該遺族補償年金」とあるのは「遺族補
償年金又は遺族補償年金前払一時金について
は、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族
補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と同
条第二項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補
償年金又は遺族補償年金前払一時金」と、新法
第二十八條中「及び遺族補償」とあるのは、遺
族補償及び遺族補償年金前払一時金」とする。

第五条 附則第七條の規定による改正前の国家公
務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四
十一年法律第六十七号）附則第六條第一項の規
定により支給された一時金は、遺族補償年金前

払一時金とみなして、新法の規定を適用する。
（国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法
律の一部改正）

第六条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關す
る法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を
次のように改正する。

第二条第一項中左に「を」次に「に」を改め、同項
に次の一号を加える。

六 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法
律第九十一号）他の法律において準用
し、又はその例によるものとする場合を含
む（第九條（補償の種類）に規定する傷病補
償年金、障害補償年金及び遺族補償年金
（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
の一部改正）

第七条 国家公務員災害補償法の一部を改正する
法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次
のように改正する。

附則第六條及び第七條を次のように改める。

第六條及び第七條 削除

附則第八條第一項中「年金たる補償の額」を
「傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年
金（以下「年金たる補償」という。）の額」と、「改
正後の法の規定にかかわらず」を「国家公務員災
害補償法の一部を改正する法律（昭和五十五年
法律第 号）による改正後の国家公務員災
害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定に
かわらず」に改め、同条第三項中「船員保険
法」の下に「昭和十四年法律第七十三号」を加
える。

附則第十三條第二項中「国民年金法」の下に
「（昭和三十四年法律第四十一号）」を加える。

附則第二十七條中「児童扶養手当法」の下に
「（昭和三十六年法律第二百三十八号）」を加え
る。

（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員
の処遇等に関する法律の一部改正）

第八条 国際機関等に派遣される一般職の国家公
務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律

第百十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項後段を削る。

(沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「並びに」を「及び」に、「附則第六条及び第八条」を「附則第八条」に改める。

第六十四条第三項中「並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第六条及び第八条」を「及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条」に改める。

第五十二条中「並びに」を「及び」に、「附則第六条及び第八条」を「附則第八条」に改める。

第九十二回国会閉会後内閣委員会会議録第一号
中正誤

へ	段	行	誤	正
二	三	終わり	中等級	中位等級
〃	四	消費	消費	消費者物価
一〇	三	解釈	解決	
八	四	参例	参列	
九	四	終わり	こと	こと
六	四	終わり	こと	こと
六	四	資料	資料	資料
六	三	来年度	来年	来年
元	二	終わり	態勢	態勢

昭和五十五年十月二十九日印刷

昭和五十五年十月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局